

# 令和3年度第1回三重県社会福祉審議会 事項書

日 時：令和3年10月4日（月）14:00～16:00

開催方法：オンライン（Zoom）開催

## 1 開会

P. 1～P. 18 資料1

- ・開会あいさつ
- ・委員及び事務局から自己紹介
- ・三重県社会福祉審議会について
- ・審議会・専門分科会・部会の構成と令和2年度の審議結果について
- ・委員長選出 等

## 2 議題

### 報告事項

(1) 「三重県ひきこもり支援推進計画」(仮称)の策定について

P. 19～P. 32、別冊 資料2

(2) 新型コロナウイルス禍における児童虐待対応について

P. 33～P. 38 資料3

## 3 その他

## 4 閉会



## 令和3年度第1回三重県社会福祉審議会 委員名簿及び出欠一覧表

○委員

(敬称略、五十音順)

氏名	職名	出欠
あおやま ひろただ 青山 弘忠	三重県保育協議会 副会長 (いそやま保育園園長)	出席
あべ えつこ 安部 悦子	UDうれしの 代表	出席
いとう たくや 伊藤 卓也	公募委員	出席
いむら まさかつ 井村 正勝	三重県社会福祉協議会 会長	出席
うしほ まこと 牛場 誠	三重弁護士会 推薦弁護士	出席
うぬま のりはる 鵜沼 憲晴	皇學館大学現代日本社会学部 教授	欠席
うまおか しん 馬岡 晋	三重県医師会 副会長	欠席
おかもと さかえ 岡本 栄	三重県市長会 副会長 (伊賀市長)	出席
かとう たかし 加藤 隆	三重県町村会副会長 (木曾岬町長)	欠席
きたむら かおり 北村 香織	三重短期大学生生活科学科 准教授	欠席
きら ゆうぞう 吉良 勇藏	三重県老人クラブ連合会 会長	欠席
こばやし かずや 小林 一也	三重県小中学校校長会 副会長 (四日市市立浜田小学校 校長)	出席
さの たかのぶ 佐野 貴信	みえ次世代育成応援ネットワーク運営委員長 (サノプランニング代表取締役)	出席
たなか ともなり 田中 智也	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会 委員長	出席
たに ますみ 谷 眞澄	三重県看護協会 会長	出席
つしま あさみ 対馬 あさみ	公募委員	出席
はやみ まさみ 速水 正美	三重県民生委員児童委員協議会 会長	出席
ばんじょう きよし 番条 喜芳	三重県労働者福祉協議会 理事長	欠席
ひらい しゅんけい 平井 俊圭	三重県地域福祉活動推進協議会 会長	欠席
ふじい しげこ 藤井 滋子	三重県自閉症協会 ペアレントメンター	出席

○事務局

氏名	職名
なかむら のりひさ 中村 徳久	子ども・福祉部副部長
いばた せいじ 井端 清二	医療保健部副部長
さか やすゆき 阪 靖之	子ども・福祉部次長
ふじもり まさや 藤森 正也	子ども・福祉部子ども・福祉総務課長
ふじおか こういち 藤岡 幸一	子ども・福祉部地域福祉課長
やまぞえ たつや 山添 達也	子ども・福祉部少子化対策課長
にしぎき すいせん 西崎 水泉	子ども・福祉部子育て支援課長
まつぎき よしえ 松崎 由枝	子ども・福祉部障がい福祉課長
ないとう みちひこ 内藤 充彦	医療保健部長寿介護課長
なかがわ こうじ 中川 耕次	医療保健部健康推進課長
なかで まさと 中出 真人	子ども・福祉部地域共生社会推進監
うちやま しのが 内山 忍	子ども・福祉部子ども虐待対策・里親制度推進監
やまだ あきら 山田 晶	子ども・福祉部子ども・福祉総務課企画調整班班長兼企画員
さきじ こういち 崎地 幸一	子ども・福祉部子ども・福祉総務課企画調整班主幹兼係長
まつかわ ちはる 松河 千晴	子ども・福祉部子ども・福祉総務課企画調整班主任

## 「三重県社会福祉審議会」について

- 設置根拠：社会福祉法第7条
- 審議内容：社会福祉に関する事項
  - ※社会福祉法第12条に基づき、三重県社会福祉審議会条例第2条において、「児童福祉に関する事項」についても審議することと定めている。
- 設置年月日：昭和39年4月1日
- 現委員の任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）
- 委員構成：20名
  - 社会福祉法第8条に基づき、都道府県の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、三重県知事が任命
- 委員長：委員の互選により選出
- 分科会及び部会：別表を参照
- 事務局：子ども・福祉総務課
- 主な議題
  - ・ 主な計画の策定や改定
  - ・ 新たな取組やその取組状況等
  - ・ 影響が大きいと見込まれる条例の制定
  - ・ 主な関係施策の概要
  - ・ 審議会要綱の改正や審議会の部会等の状況報告 等

## 令和2年度開催状況

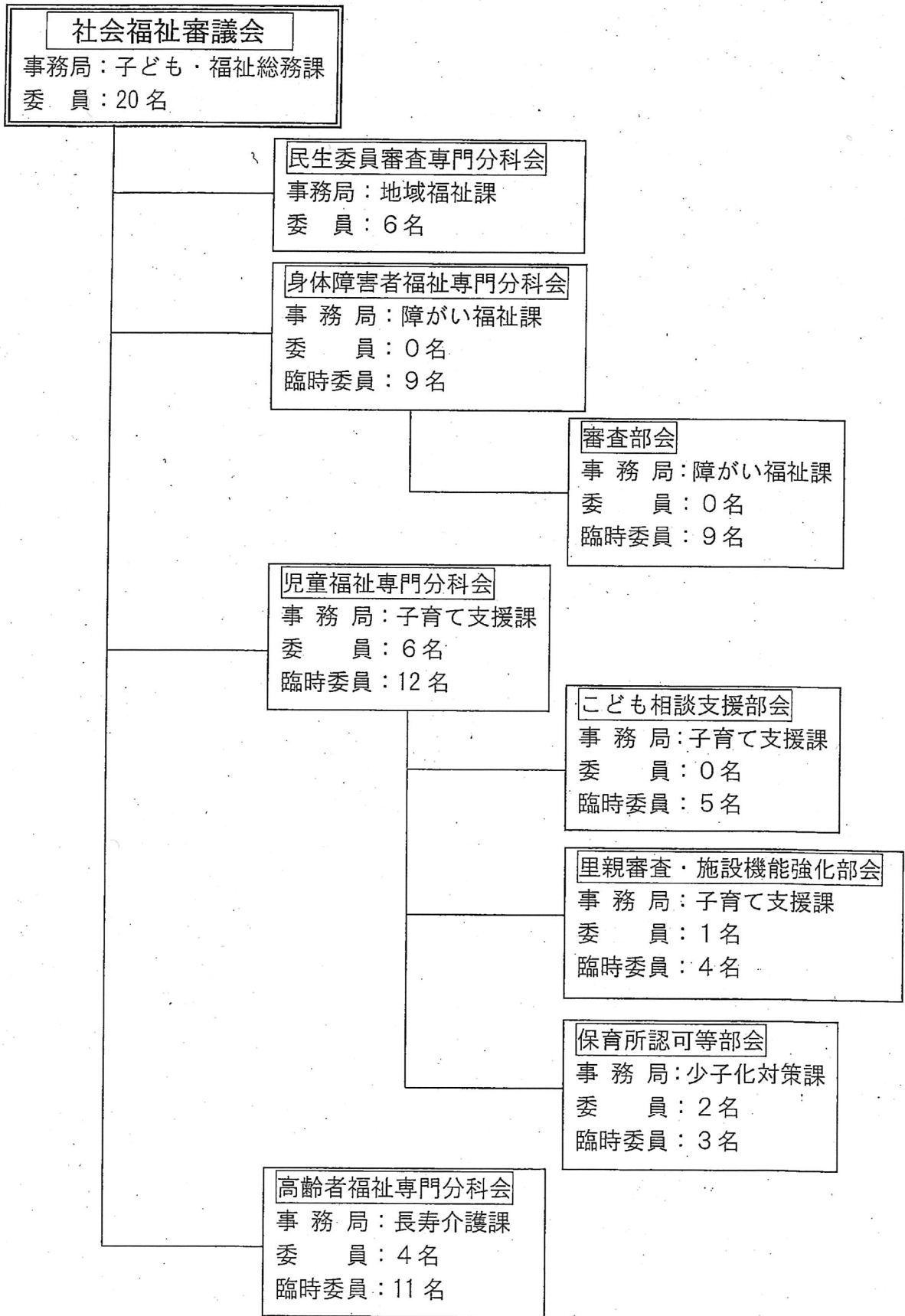
## ■ 第1回（令和3年1月18日 書面開催）

## ○報告事項

- (1) 「みえ障がい者共生社会づくりプランー2021年度～2023年度ー」（中間案）について
- (2) 「第2次三重県手話施策推進計画」（中間案）について
- (3) 次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン」（中間案）について
- (4) ひきこもりに悩む方への総合支援策の推進について



三重県社会福祉審議会 組織構成図



SECRET

SECRET

SECRET

SECRET



## 社会福祉審議会

令和3年10月4日現在

事務局：子ども・福祉総務課

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）

委員長：今後委員の互選によって選出

設置根拠：社会福祉法第7条

審議内容：社会福祉に関する事項

構成員名簿（委員20名）

※五十音順

氏名	区分	新任	職名
青山 弘忠	委員		三重県保育協議会副会長（いそやま保育園園長）
安部 悦子	委員		UDうれしの代表
伊藤 卓也	委員		三重県理学療法士会副会長・事務局長（公募委員）
井村 正勝	委員		三重県社会福祉協議会会長
牛場 誠	委員		三重弁護士会 推薦弁護士
鵜沼 憲晴	委員		皇學館大学現代日本社会学部教授
馬岡 晋	委員		三重県医師会副会長
岡本 栄	委員	○	三重県市長会副会長（伊賀市長）
加藤 隆	委員		三重県町村会副会長（木曾岬町長）
北村 香織	委員		三重短期大学生生活科学科准教授
吉良 勇藏	委員		三重県老人クラブ連合会会長
小林 一也	委員		三重県小中学校長会（四日市市立浜田小学校長）
佐野 貴信	委員		みえ次世代育成応援ネットワーク運営委員長 （サノプランニング代表取締役）
田中 智也	委員	○	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会 委員長
谷 眞澄	委員	○	三重県看護協会会長
対馬 あさみ	委員		三重こども食堂ネットワーク代表（公募委員）
速水 正美	委員		三重県民生委員児童委員協議会会長
番条 喜芳	委員	○	三重県労働者福祉協議会理事長
平井 俊圭	委員		三重県地域福祉活動推進協議会会長
藤井 滋子	委員		三重県自閉症協会ペアレントメンター

# 民生委員審査専門分科会

令和3年10月4日現在

事務局：地域福祉課

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）

専門分科会長：今後委員の互選によって選出

設置根拠：社会福祉法第11条第1項

審議内容：民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議

構成員名簿（委員6名）

※五十音順

氏名	区分	職名
安部 悦子	委員	UDうれしの代表
井村 正勝	委員	三重県社会福祉協議会会長
加藤 隆	委員	三重県町村会副会長（木曾岬町長）
田中 智也	委員	三重県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会委員長
速水 正美	委員	三重県民生委員児童委員協議会会長
平井 俊圭	委員	三重県地域福祉活動推進協議会会長

# 身体障害者福祉専門分科会

令和3年10月4日現在

事務局：障がい福祉課

任期：令和元年4月1日～令和4年3月31日（3年間）

専門分科会長：杉村 芳樹

設置根拠：社会福祉法第11条第1項

審議内容：身体障害者の福祉に関する事項の調査審議

構成員名簿（臨時委員9名）

※五十音順

氏名	区分	職名
大北 喜基	臨時委員	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科（先端的外科技術開発学）助教
近藤 峰生	臨時委員	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科（眼科学）教授
白木 克哉	臨時委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター副院長、国立大学法人三重大学客員教授
新保 秀人	臨時委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター理事長・院長
杉村 芳樹	臨時委員	村瀬病院泌尿器科・前立腺センター長 三重大学医学部腎泌尿器外科名誉教授・リサーチアソシエイト
中村 真潮	臨時委員	陽だまりの丘なかむら内科院長、国立大学法人三重大学客員教授
長谷川 正裕	臨時委員	国立大学法人三重大学医学部附属病院（整形外科）准教授
増田 佐和子	臨時委員	独立行政法人国立病院機構三重病院（耳鼻咽喉科）医長
松本 剛史	臨時委員	国立大学法人三重大学医学部附属病院助教

# 身体障害者福祉専門分科会審査部会

令和3年10月4日現在

事務局：障害者相談支援センター

任期：令和元年4月1日～令和4年3月31日（3年間）

審査部会長：杉村 芳樹

設置根拠：社会福祉法施行令第3条

審議内容：

- ・身体障害者手帳認定の指定医師の指定の審議
- ・身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議
- ・自立支援医療機関（更生医療及び育成医療）の指定等に関する協議

構成員名簿（臨時委員9名）

※五十音順

（構成員は身体障害者福祉専門分科会と同じ）

氏名	区分	職名
大北 喜基	臨時委員	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科（先端的外科技術開発学）助教
近藤 峰生	臨時委員	国立大学法人三重大学大学院医学系研究科（眼科学）教授
白木 克哉	臨時委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター副院長、国立大学法人三重大学客員教授
新保 秀人	臨時委員	地方独立行政法人三重県立総合医療センター理事長・院長
杉村 芳樹	臨時委員	村瀬病院泌尿器科・前立腺センター長 三重大学医学部腎泌尿器外科名誉教授・リサーチアソシエイト
中村 真潮	臨時委員	陽だまりの丘なかむら内科院長、国立大学法人三重大学客員教授
長谷川 正裕	臨時委員	国立大学法人三重大学医学部附属病院（整形外科）准教授
増田 佐和子	臨時委員	独立行政法人国立病院機構三重病院（耳鼻咽喉科）医長
松本 剛史	臨時委員	国立大学法人三重大学医学部附属病院助教

# 児童福祉専門分科会

令和3年10月4日現在

事務局：子育て支援課

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）

専門分科会長：松浦 直己

設置根拠：児童福祉法第8条第1項、社会福祉法第12条、  
三重県社会福祉審議会条例第2条

審議内容：児童福祉に関する事項の調査審議

構成員名簿（委員6名、臨時委員12名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
青山 弘忠	委員	三重県保育協議会副会長（いそやま保育園園長）
小林 一也	委員	三重県小中学校長会（四日市市立浜田小学校長）
佐野 貴信	委員	みえ次世代育成応援ネットワーク運営委員長 （サノプランニング代表取締役）
対馬 あさみ	委員	公募委員
速水 正美	委員	三重県民生委員児童委員協議会会長
藤井 滋子	委員	三重県自閉症協会ペアレントメンター
石田 芳久	臨時委員	児童精神科医
奥野 敏	臨時委員	一般社団法人三重県里親会会長
鍵山 雅夫	臨時委員	三重県児童養護施設協会会長
越川 洋子	臨時委員	三重県母子寡婦福祉連合会理事長
佐々木 光明	臨時委員	神戸学院大学法学部教授
竹村 浩	臨時委員	NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター 事務局長
早川 武彦	臨時委員	三重県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
藤田 典子	臨時委員	三重県看護協会常任理事
松浦 直己	臨時委員	三重大学教育学部教授
松岡 典子	臨時委員	NPO法人MCサポートセンターみっくみえ代表
村瀬 勝彦	臨時委員	三重弁護士会 推薦弁護士
山崎 敏生	臨時委員	国立病院機構榊原病院 院長特任補佐

# 児童福祉専門分科会こども相談支援部会

令和3年10月4日現在

事務局：子育て支援課

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）

部会長：村瀬 勝彦

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第2条第4項

審議内容：

- ・児童福祉法に基づき、保護者・児童への訓戒・指導、里親・児童養護施設等への委託（保護者又は未成年後見人の意に反する場合を含む。）等の措置に係る審議
- ・児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童虐待死亡事例等の分析及び検証
- ・児童福祉法に基づき、被措置児童等の虐待に係る通告・届出の受理、県の対応方針等の審議

構成員名簿（臨時委員5名）

※五十音順

氏名	区分	職名
佐々木 光明	臨時委員	神戸学院大学法学部教授
早川 武彦	臨時委員	三重県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
松岡 典子	臨時委員	NPO 法人 MC サポートセンターみっくみえ代表
村瀬 勝彦	臨時委員	三重弁護士会 推薦弁護士
山崎 敏生	臨時委員	国立病院機構榊原病院 院長特任補佐

## 児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会

令和3年10月4日現在

事務局：子育て支援課

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）

部会長：鍵山 雅夫

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第2条第4項

審議内容：

- ・児童福祉法施行令第29条に基づく里親認定にあたっての意見
- ・三重県社会的養育推進計画の進行管理

構成員名簿（委員1名、臨時委員4名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
速水 正美	委員	三重県民生委員児童委員協議会会長
石田 芳久	臨時委員	児童精神科医
奥野 敏	臨時委員	一般社団法人三重県里親会会長
鍵山 雅夫	臨時委員	三重県児童養護施設協会会長
竹村 浩	臨時委員	NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター 事務局長

# 児童福祉専門分科会保育所認可等部会

令和3年10月4日現在

事務局：少子化対策課

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）

部会長：今後委員及び臨時委員の互選によって選出

設置根拠：三重県社会福祉審議会要綱第2条第4項

審議内容：

- ・ 保育所の設置認可のための意見聴取
- ・ 保育所の設備又は運営が条例の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるとき、保育所の事業の停止を命じるための意見聴取
- ・ 児童の福祉のため必要があると認めるとき、認可外保育施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命じるための意見聴取

構成員名簿（委員2名、臨時委員3名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
青山 弘忠	委員	三重県保育協議会副会長（いそやま保育園園長）
鍵山 雅夫	臨時委員	三重県児童養護施設協会会長
小林 一也	委員	三重県小中学校長会（四日市市立浜田小学校長）
藤田 典子	臨時委員	三重県看護協会常任理事
松岡 典子	臨時委員	NPO 法人 MC サポートセンターみつくみえ代表



# 高齢者福祉専門分科会

令和3年10月4日現在

事務局：長寿介護課

任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日（3年間）

専門分科会長：馬岡 晋

設置根拠：社会福祉法第11条第2項、三重県社会福祉審議会要綱第2条の2

審議内容：高齢者の保健及び福祉並びに介護保険に関する事項を調査審議

構成員名簿（委員4名、臨時委員11名）

※委員、臨時委員の別に五十音順

氏名	区分	職名
伊藤 卓也	委員	公募委員
馬岡 晋	委員	三重県医師会副会長
吉良 勇藏	委員	三重県老人クラブ連合会会長
平井 俊圭	委員	三重県地域福祉活動推進協議会会長
明石 典男	臨時委員	三重県社会福祉協議会事務局次長・福祉研修人材部長
稲本 良則	臨時委員	三重県歯科医師会副会長
大井 智香子	臨時委員	皇學館大学現代日本社会学部准教授
河戸 義男	臨時委員	認知症の人と家族の会三重県支部副代表
近藤 辰比古	臨時委員	三重県老人福祉施設協会会長
櫻井 智美	臨時委員	三重県地域活動栄養士連絡協議会 会長
志田 幸雄	臨時委員	三重県病院協会理事
田中 彩子	臨時委員	三重県老人保健施設協会理事
玉田 浩一	臨時委員	三重県地域密着型サービス協議会 副代表理事
花井 裕子	臨時委員	三重県介護支援専門員協会副会長
眞砂 由利	臨時委員	三重県看護協会専務理事

# 高 級 考 試 報 告 書

中華民國 45 年 10 月 15 日

考試院 考選司 考選科

(國華 8) 部 08 件 9 年 8 月 1 日 1 年 3 月 1 日 1 日

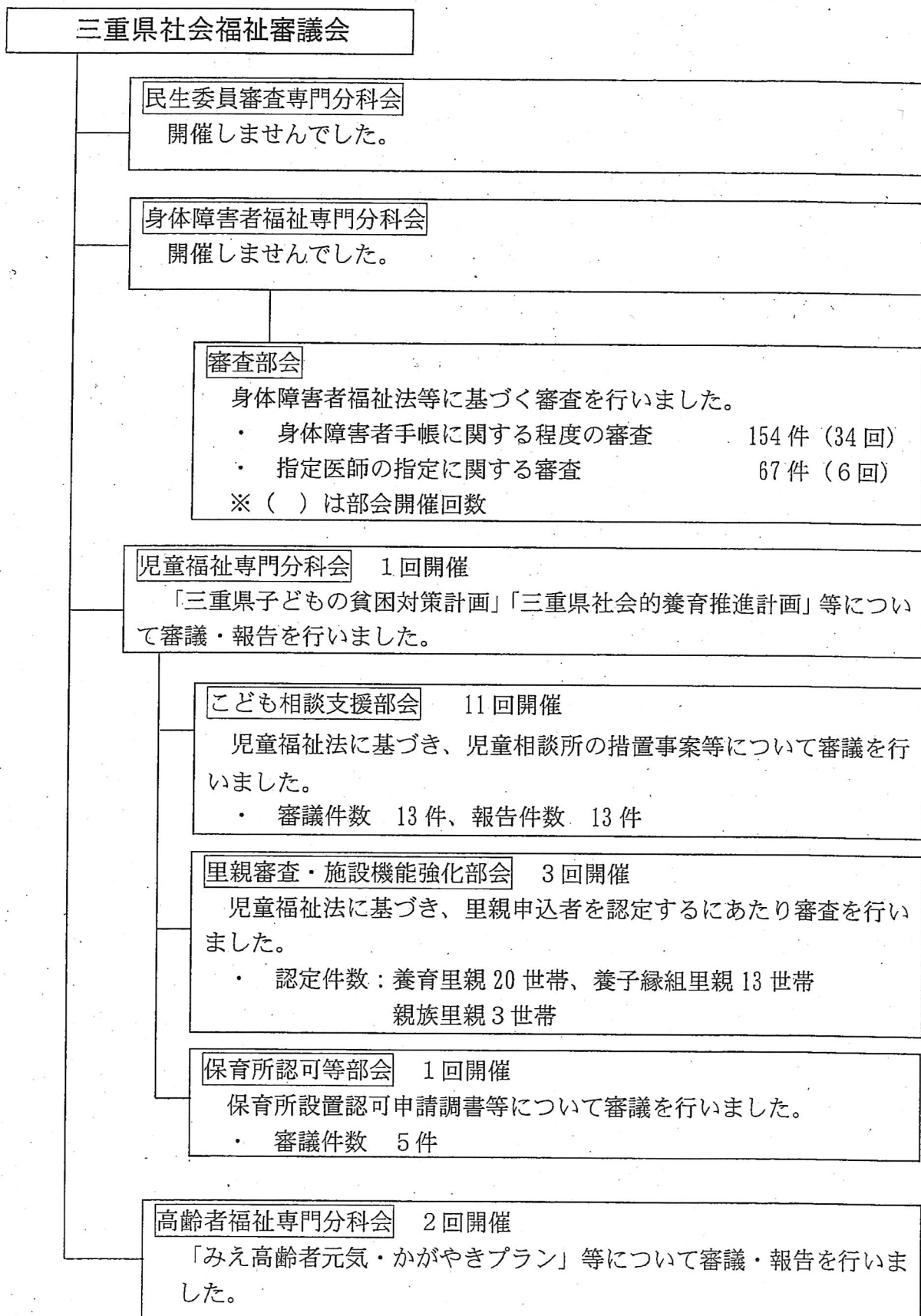
考 試 名 稱 : 高級行政人員

考 試 地 點 : 考選司考選科考選處

考 試 時 間 : 1956 年 10 月 15 日 上午 9 時 30 分

考 試 名 稱	考 試 地 點	考 試 時 間	考 試 人 數	錄 取 人 數	備 註
高級行政人員	考選司考選科考選處	1956 年 10 月 15 日 上午 9 時 30 分	100	10	
高級行政人員	考選司考選科考選處	1956 年 10 月 15 日 上午 9 時 30 分	100	10	
高級行政人員	考選司考選科考選處	1956 年 10 月 15 日 上午 9 時 30 分	100	10	
高級行政人員	考選司考選科考選處	1956 年 10 月 15 日 上午 9 時 30 分	100	10	
高級行政人員	考選司考選科考選處	1956 年 10 月 15 日 上午 9 時 30 分	100	10	
高級行政人員	考選司考選科考選處	1956 年 10 月 15 日 上午 9 時 30 分	100	10	
高級行政人員	考選司考選科考選處	1956 年 10 月 15 日 上午 9 時 30 分	100	10	
高級行政人員	考選司考選科考選處	1956 年 10 月 15 日 上午 9 時 30 分	100	10	
高級行政人員	考選司考選科考選處	1956 年 10 月 15 日 上午 9 時 30 分	100	10	
高級行政人員	考選司考選科考選處	1956 年 10 月 15 日 上午 9 時 30 分	100	10	

## 令和 2 年度三重県社会福祉審議会各分科会・部会の開催結果について



三井物産会館

三井物産会館 会長 三井 隆夫

三井物産会館 副会長 三井 隆夫

三井物産会館 専任理事 三井 隆夫

三井物産会館 専任理事 三井 隆夫

三井物産会館 専任理事 三井 隆夫

三井物産会館 専任理事 三井 隆夫

三井物産会館 専任理事 三井 隆夫

三井物産会館 専任理事 三井 隆夫

## 1 「三重県ひきこもり支援推進計画」(仮称) 骨子案について

### 1 計画の位置づけ

「三重県ひきこもり支援推進計画」(仮称)は、令和元年度に策定した福祉分野の上位計画である「三重県地域福祉支援計画」に基づくひきこもり支援の指針として、ひきこもり支援に向けた施策の方向性などを明らかにした計画です。

本計画では、「三重県地域福祉支援計画」の考え方(「みんな広く包みこむ地域社会 三重」)を踏襲しながら、未来のあるべき地域福祉社会の姿を明確にし、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現に向けた先導役となることをめざします。

計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とします。

このたび、「三重県ひきこもり支援推進委員会」および「三重県ひきこもり対策検討会議」等の議論をふまえ、骨子案をとりまとめました。(別冊のとおり)

### 2 計画(骨子案)のポイント

#### (1) 基本理念(めざす姿)

おおむね10年先を見据えた、将来のめざす社会像をイメージしたうえで、3年後の目標(めざす姿)を整理しました。

##### ① 将来のめざす社会像

「誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望をもって安心して暮らせる社会」

##### ② 3年後の目標(めざす姿)

「県民の皆さんのひきこもりへの正しい理解を促進し、当事者・家族・社会の“つながり”の回復に向けて、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めることにより、ひきこもり支援に関する社会全体の機運が醸成されています。」

#### (2) ひきこもり支援に係る現状と課題

ひきこもりの特徴について、国の調査結果や、昨年度実施した「相談支援機関等へのアンケート調査」、「就職氷河期世代の実態調査」、本年度実施した「民生委員・児童委員へのアンケート調査」や「地域包括支援センター等へのアンケート調査」の主な結果概要をもとに整理しました。

① 民生委員・児童委員へのアンケート調査 ※集計中(速報値)

② 地域包括支援センター等へのアンケート調査 ※集計中(速報値)

※ひきこもり経験者や家族会への意見聴取については、中間案にてお示しする予定。

上記の調査結果等をふまえ、ひきこもり支援に係る現状と課題について、7つの項目に整理しました。

- ① 相談支援の充実・強化等
  - ・当事者やその家族を早期に支援につなげるための相談支援のあり方
  - ・アウトリーチ（訪問型）支援のさらなる充実
  - ・ひきこもり当事者やその家族、支援者に必要な情報の周知
- ② 相談支援機関から社会参加等への段階的・継続的支援
  - ・当事者やその家族の意向や状況に寄り添った支援の必要性
- ③ 社会資源の活用と整備、包括的な支援体制づくり
  - ・関係機関の役割・連携のあり方、新たな居場所づくりの検討
  - ・市町における包括的な支援体制の方向性
  - ・地域特性をふまえた支援の方向性
- ④ ひきこもりに関する理解促進
  - ・地域社会におけるひきこもりに対するマイナスイメージや偏見の払拭
- ⑤ 多様な担い手の育成・確保
  - ・アウトリーチ（訪問型）支援などの支援ニーズに対応できる専門人材や当事者の気持ちに寄り添うことのできる担い手の育成・確保
- ⑥ ひきこもり状態を長期化させないための対応
  - ・教育・医療・保健・福祉・雇用等分野を超えた連携強化
  - ・潜在的な当事者へのアプローチの検討
  - ・先を急がない継続可能なアプローチの検討
- ⑦ 新型コロナウイルスへの対応
  - ・社会参加の意欲減退、支援中断のないような支援の検討

さらに、ひきこもり地域支援センターをはじめとする、ひきこもり支援に関係する18の支援機関等とその役割について、整理しました。

### (3) 基本方針

- ① ひきこもり支援の基本姿勢
  - ・当事者が生きていく上での土台は、自己肯定感と「あなたはあなたのままでいい」と社会（他者）から思われているという確信＝アイデンティティの確立。
  - ・当事者やその家族が権利の侵害や尊厳を損なわないように配慮。
  - ・ひきこもりに至ったきっかけや原因、当事者の置かれている状況はさまざま。
  - ・当事者の支援ニーズは、置かれている状況により刻々と変化。
  - ・当事者支援にあたっては、「安心・安全な環境」と「信頼・理解してくれる人の存在」が不可欠。家族支援が当事者支援のベース。
  - ・支援の最終的な目標は就労ありきではなく、当事者が自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きていくこと。
  - ・関係機関、民間支援団体などの有機的な連携、切れ目のない支援。
  - ・地域の理解者や協力者を増やすこと。
  - ・相談員・支援員のひきこもり支援への理解促進。

## ② ひきこもりの支援段階

ひきこもりの支援段階について、国のガイドラインにおいて「出会い・評価段階」、「個人的支援段階」、「中間的・過渡期的な集団との再会段階」、「社会参加の試行段階」の4つに区分。

## (4) 取組方向

ひきこもり支援に係る現状と課題や基本方針をふまえて、基本的な取組の方向性（施策展開の柱）を次の6つの柱に整理しました。

- ① 情報発信・普及啓発
- ② 対象者の早期発見・状況把握
- ③ 家族支援
- ④ 当事者支援
- ⑤ 社会参加支援
- ⑥ 多様な担い手の育成・確保

## (5) 施策展開にあたって重視すべき視点

- ① 「課題解決型支援」と「伴走型支援」の視点
- ② 「アウトリーチ（訪問型）支援」の視点
- ③ 「ひきこもり状態を長期化させない」視点
- ④ 「DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進」の視点
- ⑤ 「専門的支援」と「側面的支援」の視点

## 3 計画（骨子案）の概要

### 第1章 計画策定の基本的事項（別冊 P1～2）

計画策定に至った経緯など本計画策定の趣旨、計画の支援対象者、計画の位置づけ、計画期間を整理しました。

### 第2章 ひきこもり支援に係る現状と課題（別冊 P3～17）

「2 計画（骨子案）のポイント」のとおり

### 第3章 基本的な考え方（別冊 P18～22）

「2 計画（骨子案）のポイント」のとおり

### 第4章 取組方向（別冊 P23～24）

#### 1 情報発信・普及啓発

- ・ ひきこもりに関する正しい理解の促進
- ・ 支援機関からの情報発信（情報を届けるアウトリーチ）
- ・ 市町における相談窓口の明確化・周知の促進

#### 2 対象者の早期発見・状況把握

- ・ ひきこもりの早期発見（潜在的な当事者へのアプローチも含む）
- ・ アセスメント手法の見直し

- ・教育相談の実施
- 3 家族支援
  - ・家族への相談支援
  - ・家族会への支援
- 4 当事者支援
  - ・当事者への相談支援
  - ・アウトリーチ（訪問型）支援の充実
  - ・当事者会への支援
- 5 社会参加支援
  - ・集団の場への参加支援
  - ・段階的社会参加への支援（就労支援も含む）
- 6 多様な担い手の育成
  - ・相談員・支援員の育成・確保
  - ・ひきこもりサポーターの養成・派遣

※具体的な取組方向、目標等については、中間案にて考え方をお示しする予定。

#### 第5章 計画の推進（別冊 P25～27）

本計画の基本理念の実現をめざし、取組方向に基づき取組を進めます。

計画の推進にあたって、家庭・地域・学校・民間支援団体・医療機関・民間事業者など多様な主体へ期待することを整理しました。

また、ひきこもり支援に向けた県と市町の役割分担を整理するとともに、切れ目のない包括的な支援体制の構築の方向性について、中間案にて考え方をお示しする予定です。

さらに、計画の推進体制については、外部有識者で構成する「三重県ひきこもり支援推進委員会」と庁内関係部局等で構成する「三重県ひきこもり対策検討会議」を推進役とするとともに、支援機関同士の顔の見える関係づくりをより一層充実させるため、さまざまな関係機関で構成する「三重県ひきこもり支援ネットワーク会議」の機能を拡充し、さらなる連携強化を図っていくこととします。

#### 4 今後のスケジュール

- |      |     |                                 |
|------|-----|---------------------------------|
| 令和3年 | 11月 | 推進委員会・庁内検討会議で協議（中間案）            |
|      | 12月 | 県議会常任委員会で説明（中間案）<br>パブリックコメント実施 |
| 令和4年 | 1月頃 | 社会福祉審議会で説明（中間案）                 |
|      | 2月頃 | 推進委員会・庁内検討会議で協議（最終案）            |
|      | 3月  | 県議会常任委員会で説明（最終案）<br>計画の策定       |



計画策定の趣旨

- ひきこもりは「誰にでも起こりうる」状態像
- いじめ、不登校、障がい、進学や就職の失敗、人間関係の悩み、家庭環境等様々な事情が関係
- 少子高齢化等社会構造の変化、価値観の変化  
→ 複雑化・複合化、長期化・高齢化 (8050問題等)
- 実態把握が不十分、社会資源の不足
- 新型コロナウイルス感染症の影響 → 一層深刻化
- 市町「重層的支援体制整備事業」の創設 (R3)

将来のめざす社会像

誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望をもって暮らせる社会

ひきこもり支援に係る課題

- 相談支援の充実・強化等
- 相談支援から社会参加等への段階的・継続的支援
- 社会資源の活用と整備、包括的な支援体制づくり
- ひきこもりに関する理解促進
- 多様な担い手の育成・確保
- ひきこもり状態を長期化させないための対応
- 新型コロナウイルス感染症への対応

基本的な取組の方向性

- 情報発信・普及啓発
- 対象者の早期発見・状況把握
- 家族支援
- 当事者支援
- 社会参加支援
- 多様な担い手の育成・確保

施策展開にあたって重視すべき視点

- ① 「課題解決型」支援  
“つながり”を大切に  
「伴走型」の継続的な支援
- ② アウトリーチ (訪問型) 支援  
③ ひきこもり状態を  
長期化させない
- ④ DXの推進
- ⑤ 「専門的支援」と「側面支援」

2つのアプローチ  
が車の両輪



## 資料 2-3

### 民生委員・児童委員へのアンケート調査結果（速報版）

令和3年10月4日  
子ども・福祉部

令和3年7月～8月に実施した民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）を対象にしたアンケート調査結果の主な概要は、次のとおりです。

※今回は、9月13日時点の速報値。

最終的に、9月末時点における確報値をもとに報告書を作成する予定。

#### 1 回答数

3,715人（令和3年5月末現在の実数：4,088人）（回収率 91.0%）

#### 2 民生委員・児童委員に対する質問項目

##### ○担当地区におけるひきこもり状態にある方の有無

「いる」804人（21.6%）、「いない」2,858人（76.9%）、未記入53人（1.4%）

※ ひきこもりの事例は、1,198ケース。

##### ○「いる」と回答した方・ひきこもり状態にある方の把握方法（複数回答）

ア 「近隣住民からの情報提供（相談）」	50.2%
イ 「各世帯の見守りや安否確認時」	23.1%
ウ 「当事者の家族からの相談」	13.7%

##### ○連携している関係機関（複数回答）

ア 「地域包括支援センター」	15.7%
イ 「社会福祉協議会」	12.7%
ウ 「市役所・町役場」	10.7%
エ 「ひきこもり地域支援センター」	5.6%
オ 「特になし」	19.6%

##### ○ひきこもり支援で困っていること（複数回答）

ア 「ひきこもりに係る知識や支援ノウハウを有していない」	26.0%
イ 「当事者がいる家庭の存在を把握したことがない」	23.0%
ウ 「当事者がいる家庭の存在は把握しているが、ひきこもりの相談につなげられない」	11.9%
エ 「当事者や家族からの相談に対して適切な対応がわからない」	9.8%
オ 「身近な地域にあるひきこもりに係る支援の社会資源を知らない」	
「相談・支援に至るため、長時間経過しているケースが多く、対応が難しいと感じる」	各7.4%

○ひきこもり支援のために必要と考える施策（複数回答）

ア	「相談窓口の充実」	33.7%
イ	「相談窓口の周知・PR」	30.1%
ウ	「専門的な医療支援・カウンセリング」	22.0%
エ	「ひきこもり支援に関する地域の理解促進」	21.5%
オ	「居場所づくり」	20.5%
カ	「家族支援」	19.9%

○ひきこもりの状態から社会復帰した人

「知っている」223人（6.0%）、「知らない」2,682人（72.2%）

3 ひきこもり状態の方に関する質問項目（1,198事例）

○性別：「男性」73.2%、「女性」21.7%、「その他」0.2%

※男性が女性より圧倒的に多い。

○年齢：「15～19歳」4.8%、「20～29歳」8.3%、「30～39歳」17.5%、  
「40～49歳」24.1%、「50～59歳」16.4%、「60～69歳」9.5%、  
「70歳以上」6.8%

※若者層（15～39歳）30.6%、中高年層（40歳以上）56.8%

○家族構成：「父母」53.1%、「単身」22.1%、「兄弟姉妹」13.7%

○外出状況

ア	「普段は家にいるが近所のコンビニ等に買い物には出かける」	31.1%
イ	「普段は家にいるが自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」	16.4%
ウ	「自室からは出るが家からは出ない」	15.9%
エ	「自室からほとんど出ない」	5.0%

※「狭義のひきこもり」（ア、ウ、エ）52.0%、「準ひきこもり」（イ）  
を足すと「広義のひきこもり」68.4%

○ひきこもりの状態になってからの期間

ア	「10～20年未満」	19.4%
イ	「5～10年未満」	10.6%
ウ	「20～30年未満」	8.9%
エ	「1～3年未満」	6.6%
オ	「3～5年未満」	6.4%
カ	「30年以上」	4.3%

※「5年以上」が43.2%

○ひきこもり状態になった経緯・きっかけ

ア	「人間関係がうまくいかなかった」	14.6%
---	------------------	-------

- イ 「不登校」(小・中・高校・大学等) 11.0%  
 ※小学校時 1.7%、中学校時 3.2%、高校時 2.1%、大学等時 0.3%  
 不明 3.7%
- ウ 「職場になじめなかった」 8.8%
- エ 「病気」 6.7%
- オ 「就職活動がうまくいかなかった」 4.4%  
 ※就労関係(ア、ウ)で23.4%

○現在の支援状況

「受けている」8.4%、「受けていない」28.0%、「不明」52.8%

○支援の希望の有無

- ア 「本人も家族も希望していない」 15.9%
- イ 「家族のみが希望」 4.5%
- ウ 「その他」 2.7%
- エ 「本人と家族が希望」、「本人のみが希望」各1.4%

○必要な支援策

- ア 「専門的な医療支援やカウンセリング」 9.2%
- イ 「就労支援」 7.9%
- ウ 「訪問支援」 7.6%
- エ 「相談窓口の充実」 7.2%
- オ 「家族支援」 6.9%
- カ 「居場所づくり」 6.0%

○普段、自宅でよくしていること

- ア 「テレビ」 11.6%
- イ 「インターネット」 8.0%
- ウ 「ゲーム」 6.6%
- エ 「家事」 3.9%
- オ 「特になし」 2.0%

○普段、通信手段に利用しているもの

- ア 「電話」 11.8%
- イ 「メール」 4.8%
- ウ 「SNS」 2.1%

○普段、悩み事を相談する相手

- ア 「父母」 10.4%
- イ 「兄弟姉妹」 4.6%
- ウ 「誰にも相談しない」 4.3%
- エ 「その他」 2.3%
- オ 「支援者(カウンセラー等)」 1.0%

289.11 (華字大・支語・中・小) (支語不)  
 289.12 (華字大・支語・中・小) (支語不)  
 289.13 (華字大・支語・中・小) (支語不)  
 289.14 (華字大・支語・中・小) (支語不)  
 289.15 (華字大・支語・中・小) (支語不)  
 289.16 (華字大・支語・中・小) (支語不)  
 289.17 (華字大・支語・中・小) (支語不)  
 289.18 (華字大・支語・中・小) (支語不)  
 289.19 (華字大・支語・中・小) (支語不)  
 289.20 (華字大・支語・中・小) (支語不)

支語支の支語

289.21 (支語支) (支語支)  
 289.22 (支語支) (支語支)  
 289.23 (支語支) (支語支)

支語支の支語

289.24 (支語支) (支語支)  
 289.25 (支語支) (支語支)  
 289.26 (支語支) (支語支)  
 289.27 (支語支) (支語支)  
 289.28 (支語支) (支語支)

支語支の支語

289.29 (支語支) (支語支)  
 289.30 (支語支) (支語支)  
 289.31 (支語支) (支語支)  
 289.32 (支語支) (支語支)  
 289.33 (支語支) (支語支)  
 289.34 (支語支) (支語支)  
 289.35 (支語支) (支語支)

支語支の支語

289.36 (支語支) (支語支)  
 289.37 (支語支) (支語支)  
 289.38 (支語支) (支語支)  
 289.39 (支語支) (支語支)  
 289.40 (支語支) (支語支)

支語支の支語

289.41 (支語支) (支語支)  
 289.42 (支語支) (支語支)  
 289.43 (支語支) (支語支)

支語支の支語

289.44 (支語支) (支語支)  
 289.45 (支語支) (支語支)  
 289.46 (支語支) (支語支)  
 289.47 (支語支) (支語支)  
 289.48 (支語支) (支語支)

## 資料 2 - 4

### 地域包括支援センター等へのアンケート調査結果（速報版）

令和3年10月4日  
子ども・福祉部

令和3年8月に実施した地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターを対象にしたアンケート調査結果の主な概要は、次のとおりです。

※今回は、9月13日時点の速報値。

最終的に、9月末時点における確報値をもとに報告書を作成する予定。

#### 1 回答数

- ・地域包括支援センター 51箇所（全体：68箇所）（回収率 75.0%）
- ・在宅介護支援センター 24箇所（全体：60箇所）（回収率 41.0%）

#### 2 質問項目

##### ○担当地区におけるひきこもり状態にある方の有無

- ・地域包括支援センター 「いる」47箇所（92.2%）、「いない」4箇所（7.8%）  
ひきこもりの方 269人（うち中高年層 207人）
- ・在宅介護支援センター 「いる」12箇所（50.0%）、「いない」12箇所（50.0%）  
ひきこもりの方 30人（うち中高年層 24人）

##### ○「いる」と回答・ひきこもり状態にある方を把握する機会（複数回答）

- ・地域包括支援センター
  - ア 「関係機関からの情報提供」 72.3%
  - イ 「当事者の家族からの相談」 68.1%
  - ウ 「近隣住民からの情報提供（相談）」 55.3%
- ・在宅介護支援センター
  - ア 「当事者の家族からの相談」 50.0%
  - イ 「関係機関からの情報提供」 41.7%
  - ウ 「各世帯の見守りや安否確認時」  
「近隣住民からの情報提供」  
「介護サービス提供事業者からの情報提供」各 16.7%

○ひきこもり状態にある方を知ったときの対応

・地域包括支援センター

ア	「当事者の家族からの相談を聞く」	35.3%
イ	「関係づくりのための訪問を行う」	21.6%
ウ	「当事者・家族に対し、相談窓口や支援機関 について情報提供を行う」	各 13.7%
	「相談窓口や支援機関に対し、当事者・家族に 関する情報提供を行う」	

・在宅介護支援センター

ア	「当事者の家族からの相談を聞く」	33.3%
イ	「相談窓口や支援機関に対し、当事者・家族 に関する情報提供を行う」	25.0%
ウ	「当事者・家族に対し、相談窓口や支援機関 について情報提供を行う」	16.7%

○連携している関係機関（複数回答）

・地域包括支援センター

ア	「市役所・町役場」	70.6%
イ	「社会福祉協議会」	66.7%
ウ	「民生委員・児童委員」	62.7%
エ	「生活困窮者自立相談支援機関」	54.9%
オ	「保健所・保健センター」	49.0%

・在宅介護支援センター

ア	「民生委員・児童委員」	58.3%
イ	「市役所・町役場」	45.8%
ウ	「社会福祉協議会」	37.5%
エ	「医療機関」	33.3%
オ	「保健所・保健センター」	29.2%

○（中高年層向け）ひきこもり支援で困っていること（複数回答）

・地域包括支援センター

ア	「家族から相談があっても、当事者が相談・支援を 望んでいない」	82.4%
イ	「ひきこもりに係る知識や支援ノウハウを有していない」	70.6%
ウ	「相談・支援に至るまで長時間経過しているケースが多く、 対応が難しいと感じる」	66.7%



エ 「当事者がいる家庭の存在は把握しているが、ひきこもりの相談につなげられない」 56.9%

オ 「当事者・家族が抱える悩みが多岐にわたっているため、対応に時間がかかる」 49.0%

・在宅介護支援センター

ア 「ひきこもりに係る知識や支援ノウハウを有していない」 58.3%

イ 「家族から相談があっても、当事者が相談・支援を望んでいない」 54.2%

ウ 「身近な地域にあるひきこもりに係る支援の社会資源を知らない」 45.8%

エ 「当事者や家族からの相談に対して、適切な対応がわからない」 41.7%

オ 「当事者・家族が抱える悩みが多岐にわたっているため、対応に時間がかかる」 37.5%

○（若年層向け）ひきこもり支援で困っていること（複数回答）

・地域包括支援センター

ア 「ひきこもりに係る知識や支援ノウハウを有していない」 52.9%

イ 「家族から相談があっても、当事者が相談・支援を望んでいない」 47.1%

ウ 「相談・支援に至るまで長時間経過しているケースが多く、対応が難しいと感じる」 39.2%

エ 「当事者・家族が抱える悩みが多岐にわたっているため、対応に時間がかかる」 37.3%

オ 「若年層の当事者がいる家庭の存在を把握したことがない」 35.3%

・在宅介護支援センター

ア 「ひきこもりに係る知識や支援ノウハウを有していない」 45.8%

イ 「身近な地域にあるひきこもりに係る支援の社会資源を知らない」 37.5%

ウ 「家族から相談があっても、当事者が相談・支援を望んでいない」

「当事者や家族からの相談に対して、適切な対応がわからない」

「当事者・家族が抱える悩みが多岐にわたっているため、対応に時間がかかる」

「若者層の当事者がいる家庭の存在を把握したことがない」 各 33.3%

○ひきこもり支援のために必要と考える施策（複数回答）

・地域包括支援センター

ア	「専門的な医療支援・カウンセリング」	
	「家族支援」	各 80.4%
イ	「相談窓口の充実」	74.5%
ウ	「就労支援」	70.6%
エ	「相談窓口の周知・PR」	68.6%
オ	「居場所づくり」	66.7%

・在宅介護支援センター

ア	「家族支援」	79.2%
イ	「専門的な医療支援・カウンセリング」	75.0%
ウ	「相談窓口の周知・PR」	
	「居場所づくり」	各 66.7%
エ	「相談窓口の充実」	58.3%

○ひきこもりの状態から社会復帰した人

・地域包括支援センター

「知っている」23箇所（45.1%）、「知らない」28箇所（54.9%）

・在宅介護支援センター

「知っている」1箇所（4.2%）、「知らない」23箇所（95.8%）

新型コロナウイルス禍における児童虐待対応について

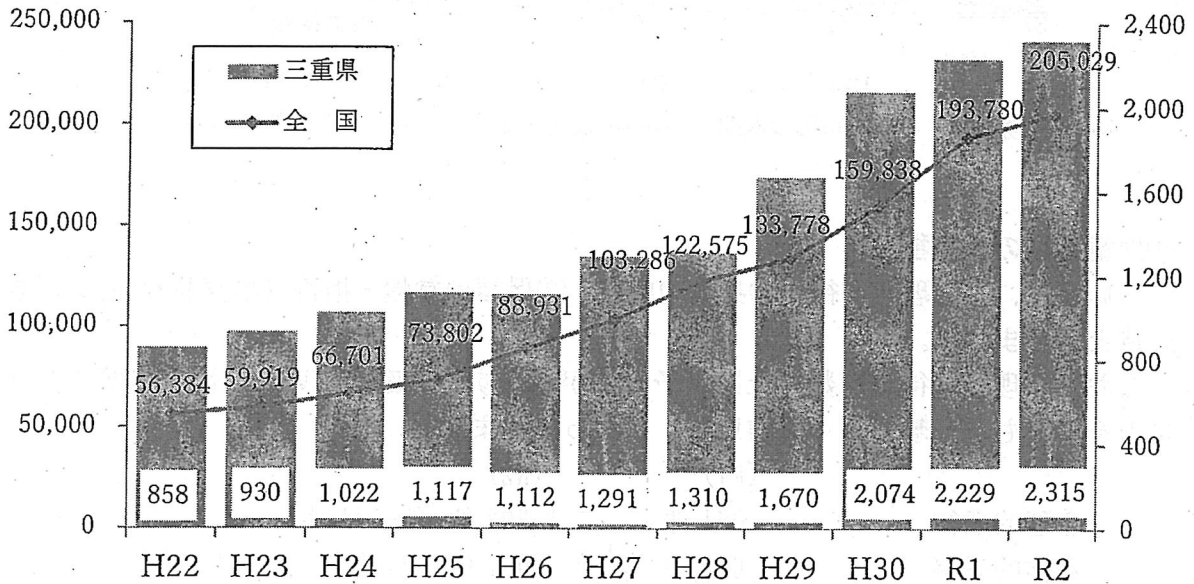
令和 3 年 10 月 4 日  
子育て支援課

1. 令和 2 年度の児童虐待相談件数について

(1) 特徴

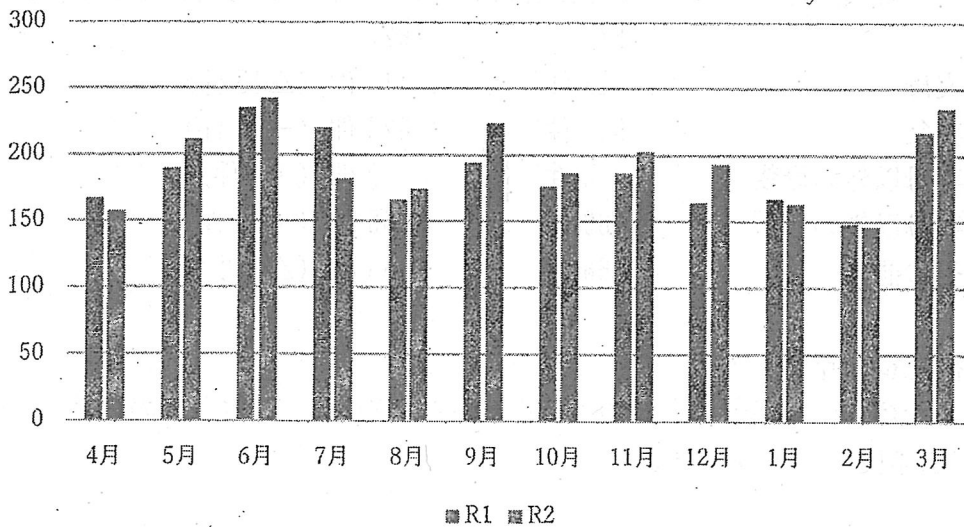
① 県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数

令和 2 年度は 2, 315 件となり、6 年連続で過去最多を更新しています。



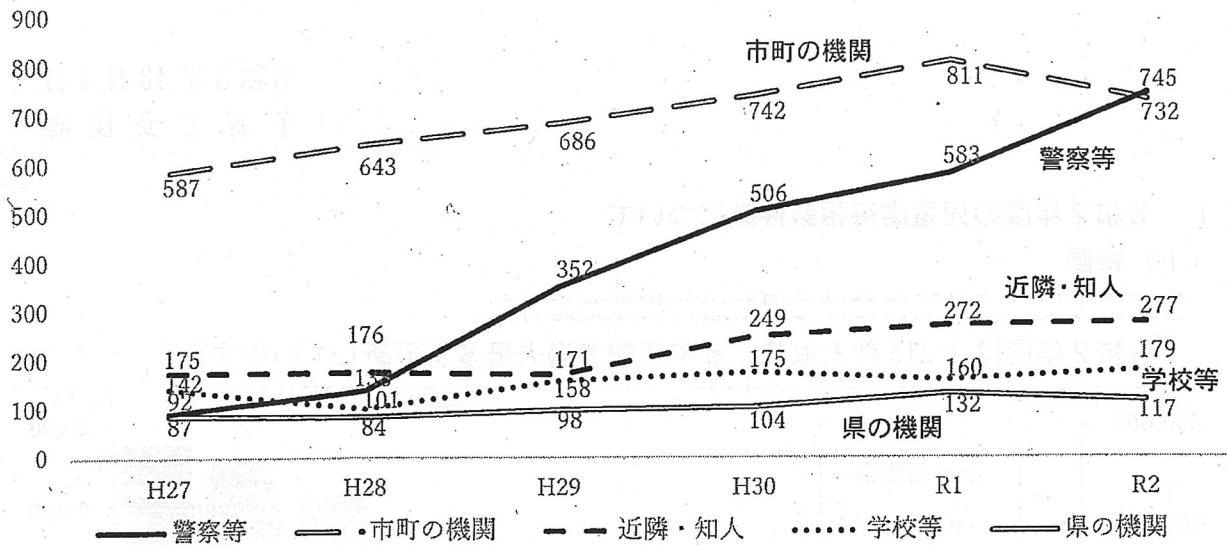
② 月別の児童虐待相談対応件数

令和 2 年度の児童虐待相談対応件数を前年度と月別比較すると、一様に増加しているのではなく、横ばい、減少の月もある。



### ③児童相談所への相談経路

多い順に、①警察等、②市町の機関、③近隣・知人となりました。



### ④児童虐待の相談種別

多い順に、①心理的虐待、②身体的虐待、③保護の怠慢・拒否（ネグレクト）、④性的虐待となりました。

なお、心理的虐待の半数以上は、子どもが同居する家庭において、配偶者等に対する暴力を子どもが目撃する「面前DV」となっています。

	(R1)	(R2)
心理的虐待	1,061件	1,202件 (+141件)
身体的虐待	689件	647件 (△42件)
ネグレクト	440件	435件 (△5件)
性的虐待	39件	31件 (△8件)

### ⑤児童虐待相談における主な虐待者

主な虐待者は実母と実父で、児童虐待相談対応件数の9割以上を占めています。

	(R1)	(R2)
実母	1,125件	1,110件 (△15件)
実父	941件	1,026件 (+85件)
実母以外の母親	8件	9件 (+1件)
実母以外の父親	89件	105件 (+16件)
その他	66件	65件 (△1件)

### ⑥被虐待児童の年齢

児童虐待相談の約半数にあたる1,105件(47.7%)が、6歳までの乳幼児に対するものです。(前年度と同様の傾向です)

## (2) 傾向の変化

### ① 相談経路の変化

#### (ア) 市町の機関からの相談件数の減少

市町の機関からの相談は、学校や保育所等が市町に行った相談も含んでいます。

⇒感染拡大による休校措置などによって学校関係者が虐待を発見しづらくなったことが影響していると考えられます。

#### (イ) 警察等からの相談件数の増加

警察等からの相談件数が増えた要因としては次の2点が考えられます。

- ・配偶者へのDVが発生した家庭に児童がいる場合、児童に心理的虐待（またはその疑い）があったとして児童相談所に相談する警察の対応が浸透したこと
- ・平成31年度に開始した、児童相談所と警察の児童虐待ケース情報共有システムが稼働して2年が経過し、相互の連携強化が図られてきたこと

⇒警察等からの相談件数の増加は、警察自身の児童虐待対応の強化に加え、感染拡大に伴いDVが増加する中で児童相談所に相談すべき事案が増えたことが影響していると考えられます。

### ② 父親による虐待件数の増加

令和2年度は、父親による虐待が増加しました（実父でみると前年度比+85件）。この増加分のほとんど（83件）は、面前DVを含む心理的虐待となっています。

⇒感染拡大の影響で在宅時間が増加し、夫婦間のDVが増える中で子どもへの面前DVが拡大している可能性があります。

## 2 新型コロナウイルス禍における児童虐待対応力の強化について

### (1) 子どもの見守り強化の取組

#### ① 子どもの見守り強化アクションプラン

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待等のリスクが高まりました。

そのため、要保護児童対策地域協議会が中核となって、様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を早期に発見する体制を強化するとともに、定期的に見守る体制を確保する「子どもの見守り強化アクションプラン」が実施されることとなりました（「子どもの見守り強化アクションプランの実施について」令和2年4月27日付け子発0427第3号 厚生労働省子ども家庭局長通知）。

同プランでは、支援対象児童等の定期的な状況把握・支援を行う機関の役割分担を決めており、

- ① 就学児童：学校（休業中の場合も含む）
- ② 保育所、幼稚園等の児童：保育所、幼稚園等（休業中の場合も含む）
- ③ 特定妊婦：市町村の担当部局
- ④ 未就園児等：要対協で支援機関を決定

支援対象児童等について、電話・訪問等により定期的な状況把握を行いました。

## ②子ども食堂等の民間団体による状況把握

「子どもの見守り強化アクションプラン」の取組を一層推進するため、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、様々な地域のネットワークを活用した見守り体制を強化する国庫補助事業が創設され、市町において実施されています。

実施市町： (R2) 2市 → (R3) 6市町（実施予定含む）

## ③安全確認体制の強化

「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づく状況確認を徹底するため、市町村等に状況確認を行う職員を新たに配置する国庫補助事業が創設され、市町において実施されました。

実施市町 (R2) 1市

（令和2年度限り。ただし、令和3年度は従前の児童の安全確認等のための体制強化事業を拡充して実施予定）

## (2) 外国人家庭の支援

児童相談所における外国につながる家庭への支援については、市町の通訳者や民間の通訳派遣を依頼して対応してきましたが、深夜帯の時間を含めその日に対応する必要がある中で、派遣の日程調整に時間をようするなど、通訳を必要とするときに対応できない状況でした。

これらの課題に対応するため、平成30年から、多言語の専門性をもつ通訳専門会社に24時間対応できる電話通訳を委託し、また、各児童相談所に機械通訳機を配備するなどして通訳体制を拡充してきました。

しかしながら、外国につながる子どもの一時保護は増加しており、また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活基盤がぜい弱な家庭が多く支援の拡充が必要となりました。

そのため、令和3年4月から、外国につながる家庭の支援を行っているNPO法人に委託し、鈴鹿児童相談所に外国人支援員を配置し、NPOと連携した外国人コミュニティに寄り添った支援を行うことで、外国につながる子どもの虐待防止に努めていきます。

## (3) 市町の相談体制の強化のための研修実施・アドバイザー派遣

これまで県では、市町の要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、市町担当職員の相談技術の向上のために各種の研修会を開催するなど、市町の人材育成に努めてきました。

また、要対協に対し、運営等に関して専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、要対協の機能や体制の強化を図ってきました。

さらに、市町は、全ての子どもとその家庭を対象として福祉に関し必要な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の整備に努めるものとされ、この拠点は、要対協との連絡

調整を行い、要保護児童への支援業務等、児童虐待防止について強化を図るものです。

令和4年度までに全ての市町での設置を求められており、県では昨年度、拠点の早期設置に向けて市町に対して専門的な助言を行うため、「子ども家庭総合支援拠点アドバイザー事業」を実施し、令和3年4月1日時点で15市町に設置されました。

今後も、市町の実情に合わせた拠点づくりを進め、相談体制の構築と専門性の強化を促進していきます。

Faint, illegible text at the top of the page, possibly bleed-through from the reverse side.